

「教職実践演習」実施体制

理事（教育・学生支援・国際教育交流担当）

学務審議会

「教職実践演習」の責任所在を明確にするため、担当理事の下（教育・学生支援部）に配置

教職課程委員会

（専門部会等の設置）

○ 教育・学生支援部

「教職実践演習」担当
特任教授

（運営委員会委員）

教職実践演習運営委員会

※教職課程委員会の専門部会等

教職課程委員会委員、授業担当
教員、教職関連部局教員で構成
（※教職課程委員会委員長が運
営委員会委員長を兼ねる）

（運営委員会委員）

学校現場等における経験者として、
授業担当教員等との連携による「教
職実践演習」のコーディネート

教職関連部局教員

（課程認定を受けている部局）

演習実施

※全学体制による・・・

教職実践演習

（「教育実習」履修後の第8セメスター）